

改正

平成24年 3 月 1 日規則第 6 号

平成24年 7 月 6 日規則第26号

平成25年 3 月29日規則第13号

平成27年12月28日規則第59号

令和 2 年 3 月31日規則第32号

令和 4 年12月23日規則第50号

三次市定住促進住宅管理条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三次市定住促進住宅管理条例（平成21年三次市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居者の資格)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項第 4 号に規定する基準は、入居世帯の年間収入の12分の 1 の額が、家賃額の 3 倍以上でなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、その限りではない。

(入居の申込み)

第 3 条 条例第 6 条の規定により三次市定住促進住宅（以下「定住促進住宅」という。）の入居の申込みをしようとする者は、三次市定住促進住宅入居申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申込者及び同居家族全員の収入を称する書類及び課税台帳記載事項証明書
- (2) 居住地において、課税又は賦課された当該市町村の税及びその他の料金等の滞納がないことの証明
- (3) 入居者全員の住民票の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(抽選の方法)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の規定による入居申込者の決定について抽選を行う場合は、公開の方法による。

(入居決定通知)

第 5 条 市長は、条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により入居者を決定したときは、三次市定住

促進住宅入居者決定通知書（様式第2号）によりその旨を本人に通知する。

（入居補欠者）

第6条 市長は、条例第8条第1項の規定により入居補欠者を定めたときは、三次市定住促進住宅入居補欠者決定通知書（様式第3号）によりその旨を本人に通知する。

（入居の手続）

第7条 条例第9条第1項第1号の契約は、三次市定住促進住宅定期貸与契約書（様式第4号）による。

（連帯保証人）

第8条 条例第9条第1項第1号に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。

- （1） 未成年者、被後見人又は被保佐人でないこと。
- （2） 弁済の資力を有する者であること。
- （3） 居住地において、課税又は賦課された当該市町村の税及びその他の料金を完納している者であること。ただし、当該市町村の税及びその他の料金が課税又は賦課されていない者は、この限りでない。

2 入居者は、次に掲げる場合に該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、前項各号に掲げる要件を具備する新たな連帯保証人を三次市定住促進住宅連帯保証人変更届（様式第5号）により届け出なければならない。

- （1） 連帯保証人が死亡し、又は失踪したとき。
- （2） 連帯保証人が前項各号に掲げる要件を具備しなくなったとき。

3 入居者又は連帯保証人は、市長の承認を得て連帯保証人を変更することができる。この場合において、その新たな連帯保証人は、第1項各号に掲げる要件を具備する者としなければならない。

4 入居者又は連帯保証人は、連帯保証人の氏名又は住所その他連絡先に変更があったときは、速やかに三次市定住促進住宅連帯保証人内容変更届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

5 条例第9条第3項に規定する特別な事情があると認められる者に対して、連帯保証人の署名を必要としないこととすることができるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- （1） 入居決定者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者である場合において、保護の実施機関が、同法第37条の2の規定に基づき、当該入居決定者が支払うべき家賃を当該入居決定者に代わり支払うとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の理由があると市長が認めるとき。

(緊急連絡人)

第8条の2 条例第9条第1項第1号に規定する緊急連絡人は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 未成年者、被後見人又は被保佐人でないこと。

(2) 連帯保証人と同一のものでないこと。ただし、連帯保証人が3親等以内の者である場合は、この限りでない。

2 入居者は、次に掲げる場合に該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、前項各号に掲げる条件を具備する新たな緊急連絡人を定住促進住宅緊急連絡人変更届（様式第26号）により届け出なければならない。

(1) 緊急連絡人が死亡し、又は失踪したとき。

(2) 緊急連絡人が前項に掲げる条件を具備しなくなったとき。

3 入居者又は緊急連絡人は、市長の承認を得て緊急連絡人を変更することができる。この場合において、その新たな緊急連絡人は、第1項各号に掲げる条件を具備する者としなければならない。

4 入居者又は緊急連絡人は、緊急連絡人の氏名又は住所その他連絡先に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(住宅入居可能日通知書)

第9条 市長は、入居決定者が条例第9条第1項の規定による手続をしたときは、三次市定住促進住宅入居可能日通知書（様式第7号）により入居可能日を通知するものとする。

(同居の承認)

第10条 条例第11条の規定により入居決定を受けた世帯員以外の者を同居させようとする者は、三次市定住促進住宅同居承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の住宅同居承認申請書の提出があった場合は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、審査の上当該同居の承認をする。ただし、同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、承認をしない。

(1) 同居しようとする者が、入居者又は入居者の配偶者の3親等以内の血族若しくは直系姻族であること。

(2) 同居しようとする者が、入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他同居の承認申請後3月以内に婚姻する予定者を含む。）であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情があること。

3 市長は、前項の規定により同居を承認したときは、三次市定住促進住宅同居承認書（様式第9号）を交付するものとする。

（入居者氏名変更）

第11条 入居者は、婚姻その他の理由によりその氏名を変更したときは、速やかに三次市定住促進住宅氏名変更届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（世帯員の変更）

第12条 入居者は、入居許可を受けた世帯員に出産、死亡、転出の事実があったときは、速やかに三次市定住促進住宅入居世帯員変更届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（入居の承継）

第13条 条例第12条の規定により定住促進住宅の入居の承継を受けようとする者は、三次市定住促進住宅入居承継申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第12条の規定により定住促進住宅の入居の承継を承認する場合には、三次市定住促進住宅入居承継承認書（様式第13号）を交付するものとする。

（家賃の決定）

第14条 家賃は、定住促進住宅2階を条例別表第2の額とし、定住促進住宅1階及び3階は1,000円を差し引いた額、4階は2,000円を差し引いた額及び5階は3,000円を差し引いた額とする。

（共益費の徴収）

第15条 市長は、条例第15条の規定による共益費は入居日から徴収する。

2 共益費は、別表第1のとおりとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、共益費を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い、共益費を変更する必要があると認めたとき。

(2) 定住促進住宅について改良を施したとき。

(3) その他市長が、必要と認めたとき。

4 市長は、前項の共益費の変更を行ったときは、速やかに当該入居者にその旨を通知しなければならない。

（家賃の減免又は徴収猶予）

第16条 入居者は、条例第16条の規定により家賃の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、三次市定住促進住宅家賃減免（徴収猶予）申請書（様式第14号）に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、家賃の減免又は徴収猶予の決定をしたときは、当該申請書を提出した入居者に対し、三次市定住促進住宅家賃減免（徴収猶予）決定通知書（様式第15号）を交付するものとする。
- 3 前項の決定による家賃の減免の期間は、1年を超えてはならない。
- 4 第2項の決定に係る家賃の徴収猶予の期間は、6月（市長が特に必要があると認める場合にあっては、1年）を超えてはならない。
- 5 前2項の場合において、家賃の減免又は徴収猶予の期間の終期は、3月31日を超えないものとする。

（入居者の保管義務等）

第17条 入居者は、定住促進住宅又は共同施設について滅失又は損傷があった場合は、三次市定住促進住宅（共同施設）滅失・損傷報告書（様式第16号）により、その状況を市長に報告しなければならない。

（長期不在の届出）

第18条 条例第24条の規定により15日以上定住促進住宅を使用しない者は、三次市定住促進住宅長期不在届書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、入居者及び世帯員が病氣療養その他やむを得ない事情により定住促進住宅に居住できない場合で、住宅に管理上支障がないと認めたときに限り、長期不在の承認をするものとする。
- 3 市長は、前項の長期不在の承認をする場合は、三次市定住促進住宅長期不在承認書（様式第18号）を交付するものとする。

（住宅用途一部変更の承認）

第19条 条例第26条ただし書の規定により定住促進住宅の一部を住宅の用途以外に使用する者は、三次市定住促進住宅用途一部変更申請書（様式第19号）を市長に提出し承認を得なければならない。

（住宅の模様替え又は増築の承認）

第20条 条例第27条第1項ただし書の規定により定住促進住宅の模様替え又は増築をしようとする者は、三次市定住促進住宅模様替え（増築）申請書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、定住促進住宅の維持に支障がなく原状に回復することが容易であると認め、模様替え又は増築の承認をするときは、三次市定住促進住宅模様替え（増築）承認書（様式第21号）を交付するものとする。

(退去手続)

第21条 条例第28条の規定により定住促進住宅の明渡しをしようとする者は、三次市定住促進住宅明渡届（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

(駐車場使用申込み及び決定)

第22条 市長は、条例第36条の規定により、駐車場の使用を希望する者は、三次市定住促進住宅駐車場使用（変更）申込書（様式第23号）に必要書類を添付し市長に提出しなければならない。

2 市長は、駐車場の使用者を決定したときは、三次市定住促進住宅駐車場使用者決定通知書（様式第24号）により、その旨を本人へ通知する。

(駐車場使用料)

第23条 条例第40条に規定する駐車場使用料は、別表第2のとおりとする。

(立入検査証)

第24条 条例第31条第3項に規定する証票は、三次市定住促進住宅立入検査証（様式第25号）による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第26号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第13号）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成27年12月28日規則第59号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第32号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月23日規則第50号）

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

別表第1（第15条関係）

(単位：円)

名称	共益費
寺戸定住促進住宅	2,750
寺戸第二定住促進住宅	2,750
吉舎定住促進住宅	800
三良坂定住促進住宅	800

別表第2（第23条関係）

（単位：円）

名称	駐車場使用料
寺戸定住促進住宅	3,150
寺戸第二定住促進住宅	3,150
吉舎定住促進住宅	1,680
三良坂定住促進住宅	1,680